

令和元年第5回糸魚川市議会定例会会議録 第1号

令和元年12月2日（月曜日）

議事日程第1号

令和元年12月2日（月曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 議案第87号
- 日程第6 議案第88号から同第110号まで
- 日程第7 議案第111号から同第128号まで、同第136号及び同第137号
- 日程第8 議案第129号から同第134号まで及び同第138号
- 日程第9 議案第135号
- 日程第10 請願第3号、同第4号及び陳情第15号

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 議案第87号
- 日程第6 議案第88号から同第110号まで
- 日程第7 議案第111号から同第128号まで、同第136号及び同第137号
- 日程第8 議案第129号から同第134号まで及び同第138号
- 日程第9 議案第135号
- 日程第10 請願第3号、同第4号及び陳情第15号

〈応招議員〉 19名

〈出席議員〉 19名

1番 平 澤 惣 一 郎 君 2番 東 野 恭 行 君

3番	山本	剛君	4番	吉川	慶一君
5番	中村	実君	6番	滝川	正義君
7番	佐藤	孝君	8番	新保	峰孝君
9番	田原	実君	10番	保坂	悟君
11番	笠原	幸江君	12番	斉木	勇君
13番	高澤	公君	15番	田中	立一君
16番	古川	昇君	17番	渡辺	重雄君
18番	松尾	徹郎君	19番	五十嵐	健一郎君
20番	吉岡	静夫君			

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市長	米田	徹君	副市長	藤田	年明君
総務部長	山本	将世君	市民部長	五十嵐	久英君
産業部長	見辺	太君	総務課長	渡辺	成剛君
企画定住課長	渡辺	孝志君	財政課長	大沢	喜昭君
能生事務所長	土田	昭一君	青海事務所長	穂苅	真君
市民課長	小林	正広君	環境生活課長	高野	一夫君
福祉事務所長	川合	三喜八君	健康増進課長	池田	隆君
商工観光課長	大嶋	利幸君	農林水産課長	猪又	悦朗君
建設課長	五十嵐	博文君	復興推進課長	斉藤	喜代志君
会計課長	山口	和美君	ガス水道局長	樋口	昭人君
会計管理者兼務			教育長	井川	賢一君
消防長	丸山	幸三君	教育委員会こども課長	磯野	豊君
教育次長	磯野	茂君	教育委員会生涯学習課長		
教育委員会こども教育課長	泉	豊君	中央公民館長兼務	小島	治夫君
教育委員会文化振興課長			市民図書館長兼務		
市民会館長兼務	伊藤	章一郎君	監査委員事務局長	渡辺	一彦君

〈事務局出席職員〉

局長	松木	靖君	次長	山川	直樹君
係長	上野	一樹君			

〈午前10時00分 開議〉

○議長（中村 実君）

おはようございます。

これより令和元年第5回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（中村 実君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、2番、東野恭行議員、12番、斉木 勇議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

○議長（中村 実君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、去る11月25日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

高澤委員長。〔13番 高澤 公君登壇〕

○13番（高澤 公君）

おはようございます。

令和元年12月議会、議会運営委員会報告を行います。

去る10月29日と11月25日に議会運営委員会が開かれていますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

本日招集されました令和元年第5回市議会定例会の提出議案につきましては、お手元配付の議案書のとおり、条例案件が35件、補正予算4件、指定管理者議案11件、専決処分1件、その他1件の52件の議案と1件の諮問案件となります。

議案第87号、専決処分の承認を求めることについて、これは糸魚川市一般会計補正予算（第3号）であります。本日初日に即決にて審議をすることとし、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦については、本会議最終日に委員会付託を省略して、即決にて審議をすることで委員会の意見の一致を見ております。

次に、議案第135号、令和元年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）においては、職員人件費の補正につきましては、所管する総務文教常任委員会に付託することいたしました。

その他の議案につきましては、所管の常任委員会に付託することで委員会の意見の一致を見ております。

次に、会期及び日程についてであります。会期につきましては、12月2日、本日から12月19日までの18日間とすることで委員会の意見の一致を見ております。会期中の日程につきましては、お手元日程表のとおりであります。

なお、一般質問が予定されておりました12月11日につきましては、一般質問の人数の割り振りが決定したことにより、休会となります。

次に、請願・陳情について、請願第3号、免税軽油制度の継続に関する請願書、請願第4号、天皇陛下御即位賀詞を求める請願書、陳情第15号、基礎年金の改善と年金の毎月支給を求める意見書採択陳情書が受理されております。請願第3号は建設産業常任委員会へ、請願第4号は総務文教常任委員会へ、陳情第15号は市民厚生常任委員会へ付託の上、審査願うことで委員会の意見の一致を見ております。

次に、委員長報告についてであります。総務文教、建設産業及び市民厚生の各常任委員長と議会運営委員長から閉会中の所管事項調査について報告をしたい旨の申し出があり、本日の日程事項とすることといたしました。

次に、意見交換会についてご説明申し上げます。

糸魚川地域第2種社会福祉法人理事長会から市立保育園の現状と課題について、議会と意見交換をしたいとの申し込みがあり、所管の総務文教常任委員会が対応することとしております。

続いて、議員の服装についてを議題として取り上げました。公務のときは、議員記章をつけること、議員らしいと認められる服装であること、夏のクールビズ対応時のポロシャツなどの着用時には、色の派手なものや華美なものは避けるように気をつけることとし、規則などを設けず、各自のモラルに任せることといたしました。

次に、10月29日に行われました議会運営委員会では、オブザーバー議員からの提案のありました市の台風19号への対応と、市の施設建設費の積算根拠の明確化につきましては、それぞれ所管する委員会での対応といたしました。

次に、台風19号で被災された方々への義援金につきましては、糸魚川市議会として全国市議会議長会へお届けすることで意見の一致を見ております。

改めまして、犠牲になられた方々のご冥福と災害の早期復旧を謹んでお祈り申し上げます。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの18日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月19日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりでありますので、ご承知おき願います。

日程第3．行政報告

○議長（中村 実君）

日程第3、行政報告について、市長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

令和元年第5回市議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、大変ご多用のところご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきまして、条例改正や補正予算など52件の議案と諮問1件について、ご審議をお願いしたいものでありますが、この機会に5点についてご報告申し上げます。

最初に、台風19号の被災状況と災害復旧について、ご報告申し上げます。

お手元にご配付いたしました資料は、去る10月12日、13日に台風19号により被災して、国庫補助事業により災害復旧工事を行う箇所を示したものであります。特に糸魚川地域、能生地域の中山間地において、農地・農業用施設が数多く被災しており、災害復旧に早期に対応するため、11月1日付で専決処分をして、本定例会においても補正予算を計上いたしているところであります。

また、11月下旬から始まっている災害査定に間に合わせるために北陸農政局から2名、新潟県から6名の職員を派遣いただいております。当市の技術職員とともに災害査定設計書の策定作業を進めており、早期着手により、一日も早い全面復旧に努めてまいります。

2点目に、東京歯科大学との包括的連携に関する協定締結について、ご報告申し上げます。

人的・知的交流を通じて地域に根差した多様な学びの機会を提供するとともに、教育の分野等で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的に、東京歯科大学と包括的連携協定を締結いたしました。大学との連携により、市内高校生等を対象とした多様な学びの機会の提供を進めてまいります。

3点目に、第97回全国学生相撲選手権優勝について、ご報告申し上げます。

1月2日に行われました全国学生相撲選手権において、日本体育大学相撲部所属で能生中学校及び海洋高等学校出身の中村泰輝選手が、個人戦で、1年生としては29年ぶりとなる学生横綱の栄冠を手にされました。すばらしい快挙であり、今後のさらなる活躍をご期待申し上げます。

4点目に、第13回北信越中学校駅伝大会準優勝について、ご報告申し上げます。

1月23日に長野県で行われました北信越中学校駅伝大会において、糸魚川東中学校陸上部が、大会新記録、準優勝という成績をおさめられました。3年生にとっては、中学生時代最後の大会となりましたが、6区間のうち1・2年生が4名おり、今後の活躍に大いに期待いたしたいところがあります。

最後に、トワイライトエクスプレス再現車両の特別展「天空ノ鉄道物語」への出展について、ご報告申し上げます。

大阪・札幌間で運行いたしておりました往年の寝台特急トワイライトエクスプレスの車両の一部をJR西日本の協力を得て、当市の職人の技術や木材などで、ものづくり技術を集結し、展示施設として本年度、制作を進めておりましたが、このたびお手元にご配付いたしましたパンフレットにありますとおり東京の六本木ヒルズの森アーツセンターギャラリーからの呼びかけによりまして、12月3日から開催される特別展「天空ノ鉄道物語」へ出展する運びとなりました。特別展では、外からの見学のみとなりますが、展示期間の終了後、北陸新幹線糸魚川駅1階のジオステーション・ジオパルに戻ってきた際には、内部を見学いただくことが可能となります。

今回の出展により、新たな観光資源として市内外へ大きくアピールすることができるため、期待をいたしております。

以上、5点についてご報告申し上げます。

議会並びに議員の皆様からの特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、招集のご挨拶とさせていただきます。

○議長（中村 実君）

これで行政報告は終わりました。

日程第4．所管事項調査について

○議長（中村 実君）

日程第4、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については閉会中、3常任委員会及び議会運営委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

笠原幸江総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

笠原委員長。〔11番 笠原幸江君登壇〕

○11番（笠原幸江君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、去る11月5日に所管事項調査を行い、11月6日から8日の3日間、市外調査を行っていますので、主な内容と結果についてご報告いたします。

所管事項調査項目は、1、子ども一貫教育について、子ども一貫教育基本計画について、2、公共施設の管理と運営について、使用料の改定について、以上、2項目について調査を行っております。

主な内容についてご報告いたします。

初めに、子ども一貫教育基本計画については、令和元年度は基本計画部分改定の年として計画の見直しを行ってきており、今後4年間実施する後期取り組みに反映するために趣旨、目的、見直し部分の説明を担当課より受けております。

なお、この計画は、子供の自立のために、家庭、地域、園・学校などが、互いに役割を共通認識し、連携し、子供の発達段階に応じて実践活動に取り組むためのものであり、現行の第2期基本計画は、平成28年度から令和5年度までの8年間の計画となっております。

委員より、「ひとみかがやく日本一の子ども」を目指してとあるが、「日本一」は必要ないのではないかと。「日本一の子どもを育む」とは、何を指しているのかとの質疑に対して、心構えということで、「日本一」をつけている。他に恥ずかしくない、自信を持って、糸魚川で子供を育むシステムであると言えるものを目指そうという気持ちが込められているものと答弁されています。

他の委員より、ICT教育については、子供たちが社会に巣立っていく上で、必要なツール・技術を早目に享受させる必要があるのではないかと、民間のスキルを持った方を活用するなど対応の必要性について質疑があり、今年度、ICT支援員を2名業者に委託し、市内の各小・中学校に、月2回ずつ巡回している。来年度からプログラミング教育が小学校で本格実施ということになっており、まさにICT支援員が、現場の先生方の要請を受けて市内各小学校で研修を進めている。先生方のニーズに応じた内容をしているところであると答弁がありました。

ほかにも多くの質疑・意見がありましたが、割愛いたします。

次に、使用料の改定については、9月市議会定例会中の委員会で基本方針説明のあった施設の使用料改定に関し、総務文教常任委員会所管施設の料金改定素案の説明を担当課より受けております。

委員より、今回の使用料の改定は消費税率引き上げに伴うものであるが、全般にわたる使用料の見直しはどのようになっているのかとの質疑に対して、今回の改定については消費税のアップ分、特殊な施設の料金改定、30分規定の見直しということで、絞って改定している。

しかし、どの施設についても、管理運営経費が上昇している。何年かに一度、全面的な見直しは当然必要であり、減免規定も含めた全面的な見直しを定期的に行っていく必要があると思っているとの答弁がありました。

以上で、所管事項調査報告を終わります。

続きまして、市外調査では、福岡県田川市において陰山メソッドの取り組みについてとICT教

育の取り組みについて、福岡県行橋市では教育ICT環境整備事業について、岡山県玉野市では移住・定住の取り組みについてそれぞれ研修いたしました。

なお、田川市、行橋市では、こども教育課、泉課長も同席いただいております。

初めに、福岡県田川市では視察を田川市立伊田小学校で実施させていただきました。市の概要は、面積は54.55キロ平方メートルで、人口は、炭鉱の町としてにぎわっていたころは10万人規模でしたが、現在は約4万7,000人です。経済的に厳しい家庭や生活保護家庭の増加など、厳しい家庭環境だからこそ最高の教育環境を目指し、教育改革を進めたとのこと。この教育改革の推進について、教育委員会と市長部局との共同体制確立のため、市長、副市長、教育長が集まり、話し合いをする「三本の矢の会」という会合を毎週火曜日に行い、認識の共有化を図っているとのこと。

陰山メソッドは、基礎学力をつけるための集中力、学習意欲、基礎学力を向上させるべく取り組んでおり、実際の6年生3クラスでの取り組み状況を視察いたしました。取り組みにおいて重要になるのは、そろえる、体感する、共有する、数値化する、改善するの5点であり、そろえるは教材や実施時間の統一、体感するは市内外先進校の視察、共有するは管理職による観察・評価、数値化するは市内一斉の効果測定の実施、改善するは効果測定の結果分析から課題抽出し、即実践。これらが効果のある取り組みにつながっているとあります。

委員との質疑の中では、赴任されてきた教諭については、校長みずから理解してもらうまで繰り返し相談に乗り、わかるまで指導する。先生の都合でなく子供たちのために何ができるか理解することを優先とするなどの話がありました。また、小学校から中学校への対策として、今後、中学校への導入を検討されていました。

ICT教育については、文部科学省事業を活用し、田川市ICTアドバイザーとして鹿児島大学の山本准教授を招き、平成28年度に田川市ICT教育推進本部の設置と、教育の情報化ビジョンを策定されました。これら体制を推進する中で、機器を整備し、電子黒板の整備率は1普通教室当たり1台、指導者用デジタル教科書も整備率100%を達成しておられました。実際に、陰山メソッドの取り組みも電子黒板を主に活用しており、音読は電子黒板を見ながら実施し、計算問題は結果を電子黒板に直接入力し、前日からの結果やこれまでの取り組み状況が、子供たちがグラフで見て、すぐにわかるようにしていました。

11月22日に開催した意見集約の委員会では、市長、副市長、教育長で、これからの子供たちに何が必要で何をしなければならぬか、分析や意見交換の場を取り入れていただきたく、「三本の矢の会」の取り組みの導入や、今までの現場のあり方、これからの教育現場のあり方など、学力向上のため理念を持ち、取り組みを検討するよう意見がありました。

続いて、福岡県行橋市では、教育ICT環境整備事業について視察いたしました。行橋市は人口約7万3,000人、面積は70.06キロ平方メートルであります。田川市同様、教育環境整備のため、防衛省交付金を活用し、平成28年の3月から電子黒板、タブレット端末を随時導入しています。当初導入の1校は購入で対応しましたが、他の小学校10校、中学校5校は、5年リースでの機器導入となっています。今年度9月に市内全小中学校に整備が完了しております。年間で約1億円のリース料がかかりますが、ふるさと納税などを充てているとのこと。また、電子黒板等の導入に合わせ、統合型校務支援システムの導入を行っており、出欠席情報管理、成績処理など

効率的に行うことができ、教員の負担軽減にも寄与しているとのことでした。

委員の質疑の中では、指導する教諭の体制について、専門業者に委託し、日常的なメンテナンスや教員研修を行うことで改善しているなどの話がありました。

11月22日に開催した意見集約の委員会では、ICT教育が進むに当たり、子供たちの活字離れに危惧する意見や、先生の立場ではなく子供たちに必要な立場から着手し、あわせて教員の働き方改革にもつながっていくのではないかと意見がありました。

最後に、岡山県玉野市では、移住・定住の取り組みについて視察しました。玉野市は、人口約5万9,000人、面積103.58平方キロメートルで、岡山県内年間の日照時間が一番。東洋経済新報社の住みよさランキング2019で岡山県内第1位となっており、岡山市へ車で30分と近く、瀬戸内海に面した温暖な気候風土に恵まれた市です。

移住・定住に関する相談会実施や冊子、パンフレット作成、ワークショップ等のイベントや業務は、「NPO法人みなと・まちづくり機構たまの」へ業務委託されています。もともと移住者である女性芸術家の佐藤さんという方が移住コンシェルジュとして中心となり、このNPO法人が活動しています。玉野市には多くのNPO法人やボランティア団体があり、多くの人々とのつながりがあったことも要因で、受け入れ体制が整っているとと言えます。市は相談に来る方に、このNPO法人を紹介したり、支援制度の構築、イベントや会議への参加を行い、一緒に活動しているとのことでした。

このNPO法人の実績として、2011年から2018年の間で、53組104名の方の移住のお手伝いをされています。若者の定住、30歳代、40歳代の家族連れが特に多いのも特徴でありました。

11月22日に開催した意見集約の委員会では、民間と行政の連携が成功しているのではないかと意見が多くありました。

以上で、市外調査報告を終わります。

総務文教常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田中立一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

田中委員長。〔15番 田中立一君登壇〕

○15番（田中立一君）

建設産業常任委員会では、閉会中に所管事項調査及び市外調査を行っておりますので、その内容について、ご報告いたします。

10月18日開催しました委員会の所管事項調査は、1番、観光振興について、2番、農林水産業の振興と整備について、3番、ガス・水道事業について、4番、市外調査の集約についての4項目であり、以下、主な内容についてご報告いたします。

1番の観光振興、2番の農林水産業の振興と整備は、所管施設の使用料の改定についてであり、いずれも9月定例会で報告のありました基本方針のとおり改定を行う予定であるとのことで、能生事務所、青海事務所、商工観光課から、それぞれ説明がありました。

能生事務所では、平成24年から据え置いてきた柵口温泉権現荘の日帰りの使用料を、消費税率の引き上げや物価の上昇など現在の使用料では経費を賄えないことと、能生地域においても新たに「老人いこいの家」制度を導入させたいことから、入湯税を除く大人の使用料を現行410円から500円に、老人いこいの家専用室の使用料を710円にしたいということで、これまで指定管理者との調整、3回の住民説明会の開催を行い、おおむね理解を得られたという説明がありました。

青海事務所からは、消費税率8%時に整備された須沢臨海公園の須沢オートキャンプ場は2%増とし、親不知ピアパークのふるさと体験館及び親不知交流センターは、基本方針により改定したいと説明がありました。

続いて商工観光課では、ヒスイ峡のキャンプ場は、基本方針により改定を行い、高浪の池キャンプ場は、利用料金の上限額2,000円とし、繁忙期に応じた料金設定ができるよう指定管理者と調整を行うと説明がありました。

委員より、高浪の池キャンプ場の利用料金額の上限が2,000円ということだが、2,000円の下に料金の区分はあるのかとの質疑に対し、上限を設定することで、夏休みやゴールデンウィークといった繁忙期には2,000円を上限に設定でき、通常の平日などは、今までどおりの1,000円とするなど、指定管理者のほうで料金設定ができるようにするものであると答弁がありました。

2番の農林水産業の振興と整備も同じく所管施設の使用料の改定についてであり、基本方針により改定を行い、焼山の里ふれあいセンターは30分規定を設け、船舶保管施設の使用料は消費税相当額を加算したいという説明があり、質疑はありませんでした。

3番目のガス・水道事業については、ガス料金を令和2年4月から原料ガスの購入価格の変更に伴い改定を行うものであり、新料金表については、原料費調整額を含めた11月分の料金を基準とし、同程度となるように改定するという説明があり、質疑はありませんでした。

次に、10月7日から9日にかけて市外調査を行っておりますのでご報告いたします。

調査内容は、兵庫県養父市の国家戦略特区による中山間農業改革の取り組みについて、同じく兵庫県丹波市の古民家・空き店舗等を活用した起業・創業支援について、滋賀県東近江市のちょこつとバス、ちょこつとタクシー（デマンド交通）についてであります。

養父市は人口減少、高齢化で離農により、農業の担い手不足や耕作放棄地が増加していたことか

ら、経営ノウハウを有する企業の農業参入、個人の多様な農あるライフスタイルを提案し、2014年に国家戦略特区に全国で初めて認定されました。これまで農業委員会と市の事務分担に係る特例、農業生産法人に係る農地法等の特例、農業への信用保証制度の適用など9つの規制改革メニューが計画認定され、農地を取得しやすい環境を整えてまいりました。

その成果として、特区制度を活用して農業生産法人が新たに11社設立され、市内企業も2社農業参入し、営農面積を拡大し、約90名の雇用創出及び農業分野での第2創業と6次産業化が促進され、多様な農業が実践されています。また、独自制度で家庭菜園程度でも農業の担い手になれることにより、空き家に附属する農地活用が移住・定住者に好評ということです。さらに道路運送法の特例を活用し、中山間地域での公共交通の規制緩和で自家用有償旅客運送制度を提案し、観光客も運送したり、テレビ電話による服薬指導など特区の活用は深化し、今後はスマート農業の実践など新たな取り組みも行っているところです。

委員からは、厳しい中山間地域農業への危機感から、従来の手法でなく、大学や企業と連携し、経営的な観点を取り入れ、新たな付加価値を創造している取り組みは、糸魚川市農業でも大切なことで、新しい農業感覚、農業教育につなげていきたい。養父市の戦略特区の仕掛けは、知名度や観光などにも相乗効果を上げており、また農業委員会の事務処理を分担し、期間を短縮したり、企業とのタイアップで雇用を創出する取り組みは、糸魚川市も参考になるという意見がありました。

次に丹波市では、城下町の町割りが残り、商業や公共施設が集積している柏原地区を丹波市中心市街地と位置づけ、活性化を推進するため中心市街地活性化基本計画を策定し、国の財政的支援も得ながら推進しています。

その中核を担っている株式会社まちづくり柏原は、平成12年に122名の出資者から、資本金1500万円で設立され、その後、旧柏原町より出資を受け、第3セクター化し、現在は、2,500万円の資本金で市の出資比率は40%、1,000万円であるとのことです。まちづくり柏原の主な業務であるテナントミックス事業を行う上で重要なコンセプトと位置づけたのは、商いの「質」で、イタリア料理店の事業を皮切りに空き店舗や古民家の活用を推進し、ロードサイド型の店舗と質で差別化を図り、さらに国や市の資金補助を活用し、街路の美装化、まちなみ環境整備による修景事業に取り組み、城下町である柏原の雰囲気合致した店舗、まちづくりを実現しています。また、コミュニティ再生事業にも力を入れ、イベントを企画・運営したり、関西学院大学と連携事業を行い、その効果として観光客も増加しているとのことです。

委員からは、まちづくり柏原の活動、取り組みがすばらしく、糸魚川も見習いたい。特に、空き店舗や古民家の活用でテナント誘致に丹波らしさにこだわり、細かくチェックし、歴史や文化を大切にして、景観に配慮した取り組みが観光客の増加に結びついていることがすばらしい。また、出店者への面接や指導もまちづくりの社長や役員など、実際に事業を運営されている方が行っていることが効果を発揮しているなどの意見がありました。

東近江市の公共交通は、自家用車を中心としたライフスタイルが定着しているため利用が伸びず、収支率が低迷し、今後も少子高齢化により、維持・存続の厳しい状況が続くことが予想されている一方、高齢者のコミュニティバスへの社会的重要性が高まっていることから、需要に見合った効率的な運行計画、交通関係者との連携、マイバス意識の醸成の3つの柱を基本に、第4次再編計画を策定しました。

その内容は、平成29年から令和4年までの5カ年の期間で、ちょこっとバス9路線、ちょこっとタクシー10路線12エリアの整備をし、集約路線と端末路線として位置づけ、利便性向上に向けた運行形態に見直したものです。ちょこっとバスもタクシーも利用料は1回大人200円、子供100円で、バス停からバス停までを乗車でき、タクシーも30分前に予約し、バス停まで行って乗車します。これにより、中心市街地への人の流れの創出、通勤通学に合わせた系統の新設、高齢者の外出機会の創出が図られたとのことでした。

委員からは、人口減が進む中で、デマンド交通は福祉政策の一部を担うという面では適した手段ではあるが、乗降客数がふえるわけではないため、効率的な運行計画を行わなければならない。自分たちの交通機関であるという意識を高める必要があるなどの意見がありました。

なお、今回の市外調査には、それぞれの行政の担当課長、職員なども同行していただきました。当委員会と行政が同じ認識を持つことで糸魚川市の政策に生かした、また課題の解決にもつながるものと考えております。

以上で、建設産業常任委員会の報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、吉川慶一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

吉川委員長。〔4番 吉川慶一君登壇〕

○4番（吉川慶一君）

おはようございます。

市民厚生常任委員会では、去る10月30日、見附市、スマートウエルネスみつけについて、新潟市、農福連携による障害者の雇用確保について、市外調査を行いましたのでご報告いたします。

見附市では、少子高齢化の進展により、伸び続ける医療費の抑制と社会活力維持向上のため、平成11年度から、いきいき健康づくり事業を開始いたしました。平成14年度に実施した健康運動教室では、体力年齢の若返りと医療費の抑制効果が科学的に実証されたことから、平成15年度に健康増進事業を体系的にまとめた、いきいき健康づくり計画を策定し、いち早く健康施策に取り組んできました。

しかし、平成22年度に筑波大学と共同で実施した調査では、30代から70代の運動習慣のある市民は35%にとどまり、運動習慣のない市民のうち70%が運動に無関心との結果があらわれて、健康施策に興味を示さない市民に対して効果的な動機づけが大きな課題となってきたとのことであります。市民が健康で幸せに暮らせるようにと「健幸」をキーワードに、いきいき健康づくりを施策の中心に、食生活、運動、生きがい、健診の4本柱を据えて、まちづくりを進める「スマートウェルネスみつけ」を推進してきました。

近年の研究結果から、自家用車利用と糖尿病の発症が一定の関係があることが実証されたことから、歩行環境や自転車利用環境、公共交通体系も見直して、歩くまちづくりを推進し、市民誰もが参加できる歩くことによって運動が推進され、健康で安心して暮らせる社会の実現を目指してきたとのことです。

ハード面では、社会参加のできる場所づくり、施設を6カ所整備され、特に「ネーブルみつけ」は市の中心に位置し、健康づくり、買い物、囲碁・将棋などができる立ち寄り居場所として多くの市民が集う施設であります。

ソフト面では、住民がいきいきと暮らせるよう高齢者の生きがいや社会貢献の場として、悠々ライフ、ナチュラルガーデンクラブ、健康サポートクラブなど多くの取り組みが実施されています。

まちづくりでは、地域住民が主体的に地域づくりを進める地域コミュニティの構築を支援しており、活動拠点の設置と専属職員の配置、活動交付金の交付やコミュニティワゴン車の貸与により、市内の11地区全てに地域コミュニティ施設が設立されています。また、2年間の調査により、毎日外出する高齢者に対し、ほとんど外出しない高齢者は、歩行不自由リスクが4倍、認知機能障害リスクが3.5倍になるなど、調査結果を具体的に目に見えるよう数値化することで、高齢者の外出を促す取り組みも参考になりました。さらに、健幸ポイントプログラム事業も積極的に実施しています。データ集積が可能な歩数計を持ち、日々の歩行や運動をすることでポイントがたまり、そのポイントは地域商品券などに交換できるため、地域活性化も図られています。

こうした「スマートウェルネスみつけ」の取り組みでの効果として、後期高齢者の医療費は、全国平均と比較し約20万円低く、国保の医療費や介護認定率も全国や新潟県よりも低く推移しています。

見附市では、市長が将来かわったとしても、まちづくりの方向性を担保するために、市民が自律的に歩くことを基本とした見附市健幸基本条例、見附市歩こう条例、見附市道の構造の技術的基準を定める条例を制定しました。「スマートウェルネスみつけ」を推進するための鍵は、市民の健康づくりを啓発・サポートする人材の育成と健康都市実現を下支えする市職員のスキルアップと行動変容が必要とし、市職員による地域サポーターづくりを進めています。

今回、見附市の視察では、歩くことを基本とした市民が健康で暮らしやすいまちづくりを進めるために、将来を見据えて積極的な施策展開が重要であると認識した視察となりました。

次に、新潟市の農福連携による障害者の雇用確保については、障害者の就労機会の拡大を目指して、人手不足の農業分野で就農につなげる農福連携が進んでいる状況の調査を行いました。新潟市南区、アグリパークを訪問して農業の研修現場の見学と説明をいただきました。アグリパークでは、露地野菜栽培とハウス栽培を進め、福祉事業所から農業に意欲のある障害者が農作業の基礎研修を学び、個人農園や農業法人から作業依頼を受けて農作業に従事しているとのことであります。

研修には、農業支援員が収穫の作業手順を丁寧に教えて、3人の研修生が協力して真剣に実践しているところを見学することができました。障害者が一生懸命真剣に作業に取り組む姿勢に応じていく支援員さんたちの粘り強い意欲を感じました。

その後、館内の机の上にて新潟市福祉担当者から、障害福祉の現状を伺いました。障害者全体では約4万1,100人で推移していますが、最近では、精神障害の人が少し増加傾向にあること、そして、新潟市では民間企業における障害者雇用率が県平均を下回っており、障害者雇用の取り組みおくれが大きな課題となっていることが説明されました。推進するために新潟市の中心部の総合福祉会館に一般就労に結びつくコアサポートセンターを設置し、相談体制の強化を図ってきたそうがあります。その中で平成27年に農業分野への就労に向けて、新潟市あぐりサポートセンターを立ち上げて推進してきたとのことでした。

続いて、農福連携の取り組みについて、新潟市あぐりサポートセンターの担当者から、目的・現状について説明をいただきました。農福連携とは、後継者不足に悩む「農」と多様な働ける場を確保したい「福」を結びつけ、農業の活性化・地域の活性化を図る取り組みであります。あぐりサポートセンターでは、農業者と障害者双方の相互理解を深めていく取り組みやきっかけを橋渡しする役割とし、活動しているとのことでした。

この、あぐりサポートセンターの事業は、新潟市障がい福祉課からの委託事業であり、主な事業は福祉事業所と農業者の間に入り、委託・受託契約の調整マッチングを図る、農業現場での就農に関する相談、農業体験・実習などの相談、各種イベント・セミナーの開催、農福連携に関する情報発信などの事業を進めています。施設外就農事業のマッチング件数は110件で、効果としては福祉事業所から利用者の農作業への意欲や体力が増して体調がよくなった、農家との交流から地域参加につながる可能性が出てきたなど、また、農業者からは、仕事は熱心で支援員さんもいることで安心して作業ができる。個々、個人に適した仕事があり、繁忙期は助かっているなど就農事業の効果があらわれています。

これからの課題としては、施設外就農の継続をどう図っていくか、研修を実施しただけでは農作業の継続が可能なのか、農産物の加工事業への作業研修の取り組みを通じて、農業者が加工品製造事業での通年雇用につなげるための働きかけなどは十分果たされていないなど、これからも取り組みを強めて事業を推進していきたいとしていました。アグリパーク施設では、研修はあくまでも農業基礎研修であり、短い研修期間では農業の広い分野を経験することは困難で、手作業中心の研修に限られてしまい、農業機械の操作研修まではできていないとのことでした。

就職につながった事例は2人で、そのうち1人は継続就労ができていないという事情をお聞きしましたが、働き手不足の農業分野において障害者の就農を保証することで地域の特性を生かし、訓練の場所を図り、障害者が自立した生活を送ることができるよう、農業者と障害者のマッチングや委託契約を支援していく農福連携のサポート事業は参考になりました。

以上で、市民厚生常任委員会の市外調査に関する委員長報告とさせていただきます。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

高澤委員長。〔13番 高澤 公君登壇〕

○13番（高澤 公君）

委員長報告を行います。

議会運営委員会では、去る11月11日及び12日に兵庫県の西脇市議会と丹波市議会へ調査に出向いていますので、ご報告いたします。

調査項目としましては、1番、議員定数について、2番、決算審査方法について、3番、議員間討議についてであります。

議員定数につきましては、西脇市では市民の要請があり、議員定数の削減に取り組んだとの説明がありました。平成20年に議員定数20名を16名へ削減を求める陳情書が市民から提出され、最初は18名に改正し、続いて21年12月に16名としております。現在は欠員もあり、14名で議会運営をしているということでありました。

議会運営委員からの感想・意見として、議員の高齢化が進み、専門議員が14人中11人と比率が高い、現在、西脇市民からは、余り定数減をしなくてもよいというふうな声も出ているということとあります。議員報酬とは連動させず、費用をかけない運営をしている。議員数が少なくなると多様な意見が出てこない状況である。このため、議員力を高めるために議員研修を多く行っていました。議員数を減らしたが、議員の資質能力が一定でないため、議会運営委員会では難しい問題の先送りが多くなっていました。議員数を減らすことは、市民の意見の吸い上げも行政のチェック体制もできなくなる。議員研修を継続して行い、議員力向上に対するシステム構築など長い時間をかけて行っていました。新人議員の研修予算をつけるなど、議員力の向上に力を入れており、この制度は糸魚川市も採用すればいいと思ったなどの意見が出ております。

丹波市議会では、合併後は糸魚川市とほぼ同じような経過で、現在定数は20名で議会運営をしておりました。丹波市では、定数問題は今後の課題であります。市民からは余り減らさないほうがいいという意見も出ているということでありました。

2番目に、決算審査報告についてであります。西脇市議会では、予算審査を常任委員会で、決算審査を特別委員会で行っていました。予算委員会、決算委員会いずれも議会改革の一環として設置していました。決算委員会としては、特に取り上げるものはありませんが、議会における政策サイクルとして、予算決算サイクルを構築し、行政評価の実施など、議会機能の強化も図ってしまし

た。

このほかには、定例会終了後、議会運営委員会で反省会を開催し、議会のあり方や議員のあり方について問題点を洗い出し、その改善を議会機能強化に結びつけているなど参考とするべき点もありました。

丹波市議会では、決算審査は平成17年度から平成28年度までは決算特別委員会を設けており、会派代表者9名から12名で委員会を構成し、構成員には、1人会派を認めていないということがあります。予算と補正予算の審査は、その都度、予算特別委員会委員会を設置していましたが、委員長、副委員長、委員などの選定が非常に煩わしい思いもしていたとのことです。平成25年から常任委員会に移行することも検討していますが、1番目に、一貫性を持った審査ができる、予算決算サイクルができる。2番目として、任期が2年となり、安定した体制で運営できる。3番目として、閉会中も継続して調査ができる。4番目として、毎回、設置の決定や委員長などの役職の互選がなくなる。このような事例が多くあったため、平成30年度から議長を除く全員で構成された予算決算常任委員会へ移行しています。

西脇市議会、丹波市議会、両市議会とも議会改革の一環として決算審査を捉え、決算審査での質問は、未来志向であり、決算の状況を分析して、次年度以降の予算編成にどのように生かしていくか、質問の要旨なども研究していました。両市とも決算審査は高い議員力が必要で、議員の資質向上は大事だとも言われていました。合併当初からの紆余曲折も経験して、議会改革を積み上げてきた結果、現在のようなシステム構築ができたものと思われまます。両市とも議会改革に力を注ぎ、素晴らしい成果を上げていることに感銘を受けてまいりました。

議員間討議につきましては、西脇市議会では、議会は議論の広場、議会は市民の中にあることをモットーに活動していました。議案議決ごとに討議を行っていました。また、常任委員会は毎月開催し、議会報告会、これは議会と語ろう会ということですが、年間40会場以上で開催して、市民との意見交換を行っているということでありました。そして、常任委員会との課題懇談会は、随時行っているということでありました。議会内で反省会を設け、改善を図っており、こうすることで議員個人の能力もアップして、議会の権能も高まるということでありました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第5．議案第87号

○議長（中村 実君）

日程第5、議案第87号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第87号は、専決処分の承認を求めることについてでありまして、10月の台風19号の災害緊急対応で、歳入歳出それぞれ3億1,000万円を追加し、11月1日付で令和元年度一般会計補正予算（第3号）といたしまして、専決処分いたしましたものをお認めいただきたいものであります。

歳出の主なものは、3款民生費では、災害救助費として避難所や現地対応に係る費用の追加、6款農林水産業費では、小規模補助治山事業の追加であります。11款災害復旧費では、農林土木関係の各種災害復旧事業の緊急対応であります。

次に、歳入につきましては、それぞれ所定の特定財源を充当したほか、所要の一般財源については災害対応に係る特別交付税や前年度繰越金を充当いたしました。

なお、地方債の補正では、第2表のとおりであります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

大沢財政課長。〔財政課長 大沢喜昭君登壇〕

○財政課長（大沢喜昭君）

それでは、議案第87号について、さらに説明させていただきます。

議案第87号は、一般会計補正予算（第3号）の専決処分でありまして、令和元年台風19号災害の早期復旧に向け、当面必要となる予算措置でございます。

初めに、歳出から説明いたします。

予算書の14、15ページをごらんいただきたいと思います。

3款4項1目災害救助費の1、災害救助費につきましては、避難所で使用いたしました毛布のクリーニング代、避難所対応、現地対応にかかわる時間外勤務手当が主なものでございます。

6款2項4目治山事業費の11、小規模補助治山事業は、県単事業、緑のばんそうこう事業によりまして、のり面崩落に対応する治山工事を行うものであります。

11款1項1目農地農業用施設災害復旧費の1、単独農地農業用施設災害復旧事業は、国の補助

事業の対象とならない単独事業につきまして、農地、施設の修繕に対する補助、応急復旧工事を行うものであります。

6、団体営現年農地農業用施設災害復旧事業は、11月下旬から始まっております災害査定のため、測量・設計を行っているものでございます。

2目林道施設災害復旧費、1、単独林道施設災害復旧事業は、国の補助対象事業の基準に満たない応急復旧工事を行うものであります。

2項1目公共土木施設災害復旧費の1、現年単独土木施設災害復旧事業は、国の補助対象事業の基準に満たない単独事業について応急復旧工事を行うものであります。

16、17ページをお願いいたします。

6、現年公共土木施設災害復旧事業は、今月から始まります災害査定に向け、測量・設計を行うものであります。

次に、歳入について説明させていただきます。

10、11ページをごらんいただきたいと思います。

11款1項1目地方交付税の2、特別交付税は、災害対応に係る一般財源に対する特別需要分を見込んだものでございます。

15款国庫支出金、16款県支出金につきましては、それぞれ災害復旧事業に対する補助金、負担金を見込んでおります。

20款1項1目繰越金の1、前年度繰越金は、所要の一般財源としたいものであります。

22款1項9目災害復旧債、これは12、13ページにわたりますが、単独事業債につきましては、今回の災害が激甚災害の指定を受けましたことから、小災害復旧事業債が該当となり、充当したいものであります。補助対象事業につきましては、災害復旧事業債を充当したいものでございます。

歳入の説明は、以上であります。

次に、6ページをごらんいただきたいと思います。

地方債の補正は第2表のとおりでありまして、単独災害復旧事業につきましては、合計2,900万円の追加、現年施設災害復旧事業につきましては、合計1億950万円を増額いたしたいものでございます。

説明は、以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（中村 実君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより、説明に対する質疑に入ります。本案の質疑は、1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第 87 号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 6. 議案第 88 号から同第 110 号まで

○議長（中村 実君）

日程第 6、議案第 88 号から同第 110 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 88 号は、糸魚川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてでありまして、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規定を定めたいため、新たに条例を制定したいものであります。

議案第 89 号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでありまして、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の改正を行いたいものであります。

議案第 90 号は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでありまして、地方公務員法の改正等に伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 91 号は、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、新潟県人事委員会の給与勧告に準拠したいため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 92 号は、糸魚川市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、消費税及び地方消費税の税率改定に伴う使用料の改定等のため、所要の改正を行いたいもの

であります。

議案第93号は、糸魚川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第94号は、糸魚川市集会施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第95号は、糸魚川市青少年教育施設条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、使用料の算定に当たって利用時間に1時間に満たない時間がある場合における30分以内の使用料の改定のため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第96号は、糸魚川市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、消費税及び地方消費税の税率改定に伴う使用料の改定等のため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第97号は、糸魚川市多目的交流センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第98号は、糸魚川市交流促進センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第99号は、糸魚川市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、使用料の算定に当たって利用時間に1時間に満たない時間がある場合における30分以内の使用料の改定のため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第100号は、糸魚川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、消費税及び地方消費税の税率改定に伴う使用料の改定等のため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第101号は、糸魚川市農村コミュニティ広場条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、使用料の算定に当たって利用時間に1時間に満たない時間がある場合における30分以内の使用料の改定のため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第102号は、糸魚川市能生B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第103号は、糸魚川市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第104号は、糸魚川市民会館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第105号は、糸魚川市能生マリンホール条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、消費税及び地方消費税の税率改定に伴い、使用料の改定等のため所要の改正を行いたいものであります。

議案第106号は、糸魚川市博物館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第107号は、糸魚川市おててこ会館条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、使用料の算定に当たって利用時間に1時間に満たない時間がある場合における30分以内の使用料の改定のため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第108号は、糸魚川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、消防用設備等に法令違反がある場合に、その違反内容を公表する規定を新たに設けたいため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第109号は、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてでありまして、新発田地域老人福祉保健事務組合の解散による新潟県市町村総合事務組合からの脱退に伴い、規約の変更を行いたいものであります。

議案第110号は、能生マリンホールの指定管理者の指定についてでありまして、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間、指定管理者を株式会社能生町観光物産センターに指定したいので、議会の議決をお願いしたいものであります。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中村 実君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第7．議案第111号から同第128号まで、同第136号及び同第137号

○議長（中村 実君）

日程第7、議案第111号から同第128号まで、同第136号及び同第137号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第111号は、糸魚川市都市交流促進センター条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、使用料の算定に当たって利用時間に1時間に満たない時間がある場合における30分以内の使用料の改定のため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第112号は、糸魚川市温泉施設権現荘条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、日帰り利用について、利用区分及び使用料の見直しのため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第113号は、糸魚川市長者温泉ゆとり館条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、消費税及び地方消費税の税率改定に伴う使用料の改定のため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第114号は、糸魚川市須沢臨海公園条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、オートキャンプ場の使用料の取り扱いの見直し並びに消費税及び地方消費税の税率改定に伴う使用料の改定のため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第115号は、糸魚川市親不知ピアパーク条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、消費税及び地方消費税の税率改定に伴う使用料の改定のため、所要の改正を行いたいもの

であります。

議案第116号は、糸魚川市白馬山麓国民休養地条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、キャンプ場の利用について利用区分及び使用料の見直しのため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第117号は、糸魚川市活性化施設条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、使用料の算定に当たって利用時間に1時間に満たない時間がある場合における30分以内の使用料の改定ため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第118号は、糸魚川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第119号は、糸魚川市海岸保全区域占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、消費税及び地方消費税の税率改定に伴う使用料の改定等のため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第120号は、糸魚川市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、原料ガス購入価格の変更等に伴う料金改定のため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第121号から第123号までは、指定管理者の指定についてであります。

議案第121号は柵口温泉権現荘を、議案第122号は能生海洋公園を、議案第123号は海の資料館 越山丸・マリンミュージアム 海洋の指定管理者の指定についてでありまして、いずれも令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間、指定管理者を株式会社能生町観光物産センターに指定したいので、議会の議決をお願いいたします。

議案第124号は、神道山公園の指定管理者の指定についてでありまして、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間、指定管理者を神道山里山の会に指定したいので、議会の議決をお願いいたします。

議案第125号、グリーンメッセ能生の指定管理者の指定について、議案第126号は、シャルマン火打スキー場の指定管理者の指定についてでありまして、いずれも令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間、指定管理者を火打山麓振興株式会社指定したいので、議会の議決をお願いいたします。

議案第127号は、シーサイドバレースキー場の指定管理者の指定についてでありまして、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間、指定管理者を株式会社糸魚川シーサイドバレーに指定したいので、議会の議決をお願いいたします。

議案第128号、駅北広場の指定管理者の指定についてでありまして、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間、指定管理者を株式会社BASE968に指定したいので、議会の議決をお願いいたします。

議案第136号は、令和元年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第1号）でありまして、主なものは収益的収支で、支出額は80万円減額いたしたいものであります。

議案第137号は、令和元年度糸魚川市簡易水道事業会計補正予算（第1号）でありまして、収益的収支で収入額に450万円を追加し、支出額に480万円を追加いたしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（中村 実君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第 8. 議案第 1 2 9 号から同第 1 3 4 号まで及び同第 1 3 8 号

○議長（中村 実君）

日程第 8、議案第 1 2 9 号から同第 1 3 4 号まで及び同第 1 3 8 号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 1 2 9 号は、糸魚川市青海総合福祉会館条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、使用料の算定に当たって利用時間に 1 時間に満たない時間がある場合における 3 0 分以内の使用料の改定のため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 1 3 0 号は、糸魚川市市税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方税法の改正に伴い、個人住民税の非課税措置対象者の追加及び軽自動車税のグリーン化特例期間の延長のため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 1 3 1 号は、糸魚川市診療所条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、能生国民健康保険診療所における検便検体検査料を改訂いたしたいため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 1 3 2 号は、糸魚川市こころの総合ケアセンター条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、使用料の算定に当たって利用時間に 1 時間に満たない時間がある場合における 3 0 分以内の使用料の改定のため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 1 3 3 号は、糸魚川市斎場及び能生火葬場の指定管理者の指定についてでありまして、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間、指定管理者、五輪・糸魚川二幸グループに指定したいので、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第 1 3 4 号は、健康づくりセンターの指定管理者の指定についてでありまして、令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの間、指定管理者を糸魚川健康づくりパートナーズに指定したいので、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第 1 3 8 号は、令和元年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）でありま

して、歳入歳出それぞれ951万9,000円を増額いたしたいものであります。
以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中村 実君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。
ご質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております本案については、市民厚生常任委員会に付託いたします。

日程第9．議案第135号

○議長（中村 実君）

日程第9、議案第135号、令和元年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。
米田市長。
〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。
議案第135号は、令和元年度一般会計補正予算（第4号）でありまして、歳入歳出それぞれ28億334万5,000円を追加いたしたいものであります。
歳出の主なものは、2款総務費では、一般管理費職員人件費の追加、7款商工費では、ふるさと旅行券発行事業の追加、8款土木費では、道路除排雪事業と住宅・店舗リフォーム支援事業の追加であります。11款災害復旧費では、台風19号の被害による農林・土木関係及び学校の復旧事業費を追加するものであります。

次に、歳入につきましては、それぞれ所定の特定財源を充当したほか、所要の一般財源については、前年度繰越金等を充当いたしました。

なお、繰越明許費、債務負担行為の補正及び地方債の補正は、それぞれ第2表、第3表及び第4表のとおりであります。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中村 実君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。
ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。
付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表により、ご了承願います。

日程第10．請願第3号、同第4号及び陳情第15号

○議長（中村 実君）

日程第10、請願第3号、同第4号及び陳情第15号を一括議題といたします。

本定例会において受理した請願及び陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております請願第3号は建設産業常任委員会へ、請願第4号は総務文教常任委員会へ、陳情第15号は市民厚生常任委員会へ付託いたします。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

〈午前11時35分 散会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員